

令和 5 年度第 36 回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和 5 年 10 月 23 日 (月) 18 : 30 ~ 20 : 04
場所	鈴鹿市役所 12 階 1202 会議室
出席委員	上田 ゆかり, 駒田 幹彦, 日置 尚代, 井ノ口 智士, 南 小百合, 藤井さゆり, 真昌 一竜, 近藤 真奈美, 古市 博信, 朝比 智美, 西岡 めぐみ, 田城 朋子, 中村 明里, 栗本 元子, 鈴木 康仁 (計 15 名)
参考人	鈴鹿市子ども条例 (仮称) 検討部会専門委員 吉崎美穂
事務局等	子ども政策部長 (坂本), 子ども政策部次長 (長尾), 子ども政策課長 (長尾), 子ども政策課総務 GL (松井), 子ども政策課総務 G (尾崎), 子ども政策課子ども福祉 GL (柳井谷), 子ども育成課長 (善福), 子ども育成課保育幼稚園 GL (柴原), 子ども家庭支援課長 (白木), 子ども家庭支援課家庭支援 GL (小久保), 子ども家庭支援課発達支援 GL (西出), 子ども家庭支援課教育相談 GL (金子), 教育指導課長 (西村), 教育支援課長 (津田) 健康づくり課長 (中川), 健康づくり課母子保健 GL (中井) 文化振興課生涯学習 GL (小林) 人権政策課長 (谷本), 人権政策課管理調整 GL (田中)
傍聴者	1 人
資料	(1)事項書 (2)資料 1・2・3・4・5 (3)参考資料 (4)委員名簿
備考	

事務局	1 開会 ・事務局挨拶 (司会進行) ・委員の出席状況 (出席者 15 名)
事務局 (総務 GL)	定刻がまいりましたので, ただ今から, 第 36 回鈴鹿市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は, お忙しい中, 御出席をいただきありがとうございます。まず初めに, 本日の会議時間につきましては, 概ね 2 時間を目途とさせていただきたいと思っておりますので, 会議の進行

	<p>に御協力のほどよろしくお願いたします。なお、本日は、鈴鹿市私立幼稚園協会代表の服部委員，保育所保護者代表の杉本委員，鈴鹿市無認可保育園連絡協議会代表の垣内委員から欠席の御連絡をいただいております。鈴鹿市医師会駒田様からは遅参のご連絡をいただいております。現在、御出席の委員は 14 名でございます。過半数の委員の出席をいただいておりますので、鈴鹿市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、この会議が成立していることを御報告させていただきます。また、本日の会議につきましては、1 名の傍聴希望者の方に傍聴をいただいております。それでは、開催にあたりまして、子ども政策部長坂本より挨拶申し上げます。</p>
<p>部長</p>	<p>皆さん、こんばんは。子ども政策部長の坂本でございます。本日は、お忙しい中、また、夜の時間帯にもかかわらず、「鈴鹿市子ども・子育て会議」にご出席いただきありがとうございます。また、上田会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、平素から、本市の子ども施策に、御理解と御協力をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、少し落ち着いてきた感があり、秋祭りなど、今まで控えられてきた行事が各地域で催されている状況もございます。さて、前回の会議以降の本市の取組につきまして、少し紹介させていただきます。本市では、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか社会」の趣旨に賛同し、7月28日に「こどもまんなか応援サポーター」として、こどもにやさしいまちに向けた取組を進めることを宣言いたしました。この宣言により、本市が実施する様々な子ども施策をひとつのパッケージにまとめ、「すずっこまんなかプロジェクト！」と称して、具体的な取組を進めておまして、8月には、キックオフイベントとして、3年ぶりに「すずっこランド」開催し、先月9月には、子育ての不安解消を目的とした「子育て応援講座」を開催いたしました。今後、12月には、本市初の複合施設が天名地区に開所を予定しており、本市の子育て拠点である子育て支援センターりんりんがオープンいたします。3日間に亘ってオープニングイベントを開催してまいりますので、皆様も是非ご利用いただければと思います。一方で、全国的な状況ではございますが、原油価格・物価高騰等の状態が長引いており、その影響を受ける地域の子どもや、その保護者への支援として、国・県の給付金を支給するほか、市内で子ども食堂等を開催している団体や、私立保育所等に対し、食材費の高騰を考慮した経済的支援を行っているところでございます。本日の会議につきましては、仮称ではございますが「鈴鹿市子ども条</p>

	<p>例」の制定に係る検討を始めるにあたり、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。条例制定に関しましては、これまでも、市議会からの提言や団体からの御意見もいただいてまいりましたが、本市では、「鈴鹿市まちづくり基本条例」に子どもの権利を明記することで基本姿勢を示し、「鈴鹿市総合計画 2023」や「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」において、具体的な施策や実践に生かしていくことが重要であるとの考えのもと、子どもに関する様々な課題に対応してきたところでございます。そのような中、様々な社会情勢の変化や長期化したコロナの影響もあり、子どもや子育て世帯等を取り巻く環境が、大きく変化をし、その課題への対応が求められるようになってまいりました。本市では、このような状況や国の動きを踏まえまして、条例を制定する中で、子どもの権利保障や子育て支援を明確に表明し、子ども達の健やかな育ちを地域社会全体で支えるという意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。この後の議事におきましては、条例制定に関する本市の基本方針、検討部会でご協力いただく委員の方の決定、他自治体の条例の紹介などを行ってまいりますが、本日ご出席の委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からの貴重なご意見をいただければ、幸いです。また、報告事項では、今年度から取組を開始する「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」の策定についての説明もさせていただきます。委員の皆様におかれましては、条例の制定と第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定といった大きな取組をご審議いただくということで、大変、ご負担をおかけすることと存じますが、未来を担う子どもたちのために、より良いものにしていきたいと考えておりますので、何卒、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。開催の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p>
<p>事務局 (総務 GL)</p>	<p>資料の確認をさせていただく前に、委員の皆様にご紹介をさせていただきます。鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会専門委員として、部会に参加をいただきます。鈴鹿国際交流協会専務理事の吉崎美穂委員です。それでは吉崎委員一言ご挨拶をお願いいたします。（挨拶） 吉崎様ありがとうございました。なおもう一方専門委員としてご参加いただく予定でした三重県鈴鹿児童相談所所長の山本衛委員につきましては、本日は公務により参加いただけなかったことを報告させていただきます。（資料の確認） それでは、ここからの議事進行は上田会長をお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>皆様こんばんは。お忙しいところありがとうございます。 早速ではございますが、進めていきたいと思えます。 それでは、事項書 2 議事の議題「鈴鹿市子ども条例（仮称）」について、事務局から説明をお願いします</p>
<p>事務局 (総務 GL)</p>	<p>それでは、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」について子ども政策課より御説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。こちらは、条例を制定する上でのおおよその方向性やスケジュール概要を示したものです。庁内での説明資料と兼ねているため、スケジュールなどについては、現時点で変更となっている部分もありますが、一旦、これを基本方針とした上で、今後、委員の皆様にご審議いただきながら、制定作業を進めていくことになります。では冒頭から順に読ませていただきます。まずは「1 概要」です。子どもが権利の主体として尊重され健やかに育つことができるよう子どもや子育てにやさしいまちづくりの実現を目指すため鈴鹿市子ども子育て（仮称）を制定しております。続きまして、「2 理由」です。本市では、平成 24 年に施行した鈴鹿市まちづくり基本条例に子どもの権利を明記し鈴鹿市総合計画 2023 や鈴鹿市子ども子育て支援事業計画におきまして、子どもの権利を尊重するための施策を積み重ね具体的な取組を推進してきた一方で、家族形態の多様化や地域の繋がり希薄化により子育て世帯の孤立化が進みまたコロナ禍を経て虐待や貧困の問題がより顕在化してきており、子どもたちが直面するこれらの課題には行政だけでなく地域や企業とも連携した対策が求められます。このような中、令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が発足し、また、子ども基本法が発足され今後国による子ども関連施策のさらなる拡大や加速化が想定されています。本市においても、子どもの権利保障や子育て支援を明確に表明し子どもたちの健やかな育ちを地域社会全体で支えるという意識の醸成を図るため子ども条例を制定しより実効性のある施策をこれまで以上に推進していくため基本的な方針としております。次に、「3 主な内容」です。こちらは、条例の骨組みについて触れております。(1)総則 条例の目的や語句の定義、たとえば、子ども条例の子どもの範囲を提示します。続いて(2)子どもの権利の保障について明記します。次のページ 2 ページの(3)それぞれの役割としてそれぞれの立場から例えば市や保護者や事業者などにおける役割について明記します。(4)子どもに優しい街づくりの推進では、子どもの子育てに対する支援の取組を明記します。(5)計画及び検証として施策を推進していくための計画、鈴鹿市では鈴鹿市子ども子育て支援事業計画</p>

及び検証について明記します。次に、「4 施行期日」です。こちらは令和6年12月1日となります。続きまして、「5 スケジュール等(予定)」ですが、こちらは先ほども申しましたが、本日時点で既に変更となっている箇所もございます。「(1) スケジュールの概要」ですが、こちらは主に事務局としての条例制定までのスケジュール概要となっております。下の表になりますが、令和5年9月に条例制定の方針決定。こちらを9月に行いました。次に令和5年10月となっておりますが、こちら9月に正副議長への説明を行っております。次に令和5年10月から令和6年1月にかけて骨子案の作成を行っていきます。令和6年2月の骨子案につきまして、庁内で協議、議会との調整を行う予定でございます。令和6年3月にはパブリックコメントを実施しまして年度改まって令和6年4月から6月にかけてパブリックコメントの結果協議や骨子案から条例素案を経て条例案の作成を行い、その中で条規審査会に諮り条例の形を作っていきます。令和6年8月には9月定例議会において、議案を提出しまして令和6年9月に議案の提出、議決を行いまして令和6年12月施行というスケジュールとなっております。続きまして、3ページ「(2) 意見聴取のプロセス」です。令和5年10月から令和6年3月を目途に、意見聴取を行う、なお、条例案作成後も必要に応じて意見聴取を行う予定としております。「ア 有識者等」ですが、外部有識者からの意見聴取については、鈴鹿市子ども・子育て会議において「鈴鹿市子ども条例(仮称)」検討部会を設置し子ども・子育て会議の委員以外の関係者を部会委員に迎えて幅広く意見聴取していきます。また、構成区分の表がありますが、ここで「【資料2】鈴鹿市子ども条例(仮称)検討部会委員一覧」をご覧くださいませでしょうか。部会設置の目的としましては、子ども条例の制定に特化して集中的に審議いただくため、また、委員の選定に関しては、子どもの権利という観点から、様々な立場の方々のご意見をいただくために、上田会長と相談の上で、決めさせていただきました。委員の方には、別途、依頼文書を上田会長名で送付させていただいておりますが、先ほどごあいさついただきました、鈴鹿国際交流協会の吉崎様、また、本日はご都合がつかずご参加いただけませんでした、鈴鹿児童相談所長の山本様におかれましては、専門委員として、部会に入っていただきたく存じます。また、事務局側としまして、子ども政策部だけではなく、教育委員会事務局から教育指導課、教育支援課、また、人権政策課も参加し、幅広い視点から、委員の皆様と協議を行っていきたく考えております。部会長については、引き続き

き上田先生にお願いしたいと考えていますが、この辺りのことについては、次回の部会開催時に、委員の方々とお話をさせていただきます。それでは、【資料1】の3ページに戻りまして、「◎鈴鹿市子ども・子育て会議 令和5年度開催スケジュール」です。こちらも、本日時点で既に変更となっている箇所がございます。令和5年10月23日、本日にて鈴鹿市子ども条例の制定方針や部会設置についてご審議いただきます。時期が令和5年10月からとありますが令和5年11月に変更となります。令和5年11月から令和6年1月に検討部会を開催いたします。都度3回を予定しておりますが、内容としましては子どもの意見聴取の手法や条例の試案から施行までにおける周知方法につきまして幅広く議論していただきたいと考えております。それらを経て、令和6年2月には本会議「子ども・子育て会議」として、それまでの検討内容を踏まえて中間報告を皆さまに示したいと考えております。また、子ども条例を主観に置いたスケジュールとなっておりますので掲載はしておりませんが、令和5年12月を目途にもう一度「子ども・子育て会議」をさせていただく予定です。内容としましては、第三期子ども子育て支援事業計画について審議いただくための本会議ですので、表には掲載しておりませんがそちらも12月に予定しておりますのでご留意いただきたいと思います。続きまして、4ページ「イ 子どもや若者等」です。子どもの意見聴取については、アンケート調査を実施するという事で、下記の表をご覧くださいと、左から調査対象、実施方法、備考とありまして調査対象のところで、小・中学生・高校生につきましては、学校経由で依頼をさせていただきウェブ回答や紙での回答を想定しております。備考を見ていただきますと、小・中学生ではギガスクールにより一人一台端末が実現しておりますので、chromebookの回答を例えば想定しております。こちらは、もちろん教育委員会事務局とも連携しながらどのような手法がいいのかを検討していきたいです。高校生のところでは、例えばワークショップなど、アンケートだけではなく、こういったこともできるのかなということでこちら記載しております。その下、子育て当事者につきましても、アンケートを実施したいと考えておりますが、どのような形で行うのがいいのかというのは検討中です。最後にその他としまして、検討部会において、上記以外の方法も検討していくということでこちらの表はこのように記載していますが、こちらの部分につきましては想定をしているということで、あくまで例示として挙げております。子どもや若者の意見聴取という

のをしっかりと行っていくためには、検討部会で皆様のご意見を頂戴しながら、進めていきたいと考えております。続いて、「ウ 市議会」です。条例制定に関してはこれまでも市議会からご提言いただいていることから、情報共有を図っていきます。次に「6 他市等の状況」です。子ども条例の制定状況をこちらに記載しております。今現在 147 以上の自治体ですが、このうち 3 分の 1 の自治体が、令和に入ってから制定しています。この 5 年で、制定しているものがこの 3 分の 1 に当たります。県内では、三重県はじめ伊賀市・名張市・東員町が子どもに関する条例というものを作っております。詳細の方は把握しきれてないですけれども、桑名市・亀山市も条例制定に動いていると話は聞いております。最後、「7 その他」になります。条例の制定過程における子どもの意見聴取にあたっては、今後、教育委員会事務局をはじめ、関係部局との調整が必要となることから、随時連携を図りながら進めていくということで先ほど申しました通り、部会の事務局には教育指導課、教育支援課も参加して協議を進めて参ります。また、こども家庭庁は、令和 5 年度末を目途に、子どもの意見反映に関する行政職員の理解、実践に向けたガイドラインを公表する予定であり、条例制定の進捗状況に応じては、当ガイドラインにも留意したいと考えております。このガイドラインの公表に先行して、こども家庭庁からは、子どもや若者の意見聴取に対して意見を引き出す役割としてのファシリテーターの派遣実施の案内もきております。こういったものを活用しながら、この意見聴取方法を検討して、部会でご審議いただきながら実施していきたいと考えているところでございます。資料 1 については以上となります。引き続きまして資料 3 をご覧いただけますでしょうか。こちらは、他自治体が制定している子どもに関する条例の要素比較を一覧にしたものです。左から、国、三重県、県内他市と列記し、続いて、子どもに関する条例の先駆的な自治体、また、子ども支援や子育て支援において先進的・積極的な取組を行っている自治体をピックアップし、条例の制定順に列記しています。そして、右側の 7 自治体に関しては、こども基本法施行後、つまり令和 5 年 4 月以降に施行されたものとなっています。こちらの資料についての説明は、一旦これで終わらせていただきます。ご意見・ご質問を頂戴する際の材料としてご覧いただければと思います。続いて【資料 4】です。こちらは、先ほど一覧表で見ただいた条例の要素について、要素ごとに具体的な条文を掲載した、条例の骨組みとなって

	<p>います。とはいうものの、これを事務局の条例案として考えているわけでは決してありません。条文そのものは、先ほど紹介した自治体のそれぞれの条例から拝借したものであり、あくまで、今後の組み立てのイメージでしかありませんので、議論の取っ掛かりとしてご覧いただきたく思います。番号を付した資料としては以上となりますが、委員の皆様には、これらの資料以外にも、参考資料としまして、「児童の権利に関する条約」や、子ども条例の種類について簡単な説明を記載した文書や、こども基本法、また、三重県、奈良市、武蔵野市、鳴門市のそれぞれの条例を印刷し、送らせていただいております。ご覧いただくとお気づきのことと思いますが、子ども条例の骨組みに関しては、おおよそこの自治体も似通ったものであるという印象を持たれた方も多いかと思います。本日の会議におきましては、今後、子ども条例を制定していくにあたり、まずは、事務局と、子ども・子育て会議の委員の皆様との意識の共有を図り、その上で、この後、皆様からのご意見やご質問をいただきたく存じますので、よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの説明についてですが、まず資料1-1から2ページのところで、制定の方向性について、説明をいただいておりますが、これにつきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p>
中村委員	<p>施行日についてなんですけれど、子どもの意見を聞くのに十分な期間があるとは思えず、どうしてこの期間になっているのか教えていただきたいです。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>施行日については、令和6年12月1日とさせていただきます。この12月1日というのが、市制記念日に当たりますので、それに合わせて行っていきたいと考えております。期間についてのご意見でございますが、他市町もかなり条例制定されているところもございまして、時間を費やしてっていうふうなところもあったかと思いますが、例えば子どもの意見聴取をするのにchromebookを使用するということが今現在行うことで、この期間で実現できるとしております。以上です。</p>
中村委員	<p>条例について、子どもたちに問いかける前に、子どもたちに条例とは何か、権利とは何かという説明があるべきだと思います。説明しないまま条例の骨子案があって、条例の骨子案からこれでどうかという問</p>

	<p>いかけをするということですかね。</p>
<p>事務局 (子ども政策 課長)</p>	<p>検討部会におきましては、その辺りも私ども事務局で想定してる部分含めまして、検討部会で皆さんからご意見いただきながら、考えていきたいと思っております。</p>
<p>中村委員</p>	<p>これは決定事項で間違いないでしょうか。会議をしていくにあたって、これでは期間が足りない。十分に意見が聞けていないから聞かないといけないとはならないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (子ども政策 課長)</p>	<p>庁内の会議でもこの案で諮らせてらせていただいております。その中におきまして先ほど中村委員から期間が足りないのではないかとご意見いただきましたが、庁内の中では、期間が遅いのではないかとこの意見もありました。次期総合計画は、来年度、令和6年度から開始するということがございまして、それに合わせて、試行できないかという意見もいただいております。その中で、子どもの意見を聞いて、条例の方へ反映させたいというふうなところもございまして現在の計画を予定しております。</p>
<p>田城委員</p>	<p>子どもの意見を聞くという内容ですが、条例の取り組みとかについて、子どもたちにそこで提示して聞くのは時間的に難しいです。子どもの意見というか、それを聴取すると考えたときに、子どもたちが今どんな状況にあるのか家庭とか学校とかでどんなことを感じているのかをとらえる時間だと思います。</p> <p>子ども条例を、三重県でもそうですが、早いうちから作ろうとしたところはすごく長い時間かけて、子どもたちにアンケートをとったりしていましたが上手くいかなくて条例にできなかったところもあったりするんですけど、何となくもう時間が決まってるんだなっていうところだと、じゃあそこでどのように何を聞くかっていうのをしっかり決めていかないといけないと思います。また、子ども条例の名前ですがせっかくこの時期に条例を作るなら子どもたちに権利があることがとても大切だということ、それがあって子どもが初めて自分が持っている力を発揮して伸びていけるということも含めて権利保障をしっかりとらうという意味で子どもの権利条例に子どもの権利の言葉を入れていただけたらと思います。</p>
<p>事務局 (子ども政策 課長)</p>	<p>事務局です。子ども条例に対する考えは意見聴取していくとしますが、実際子どもさんの年齢が様々で条例を作るからどういう構成にしたらいいですかとは決して伝えません。例えばですが、部会を諮っていくことにはなると思いますが、例えばどういうことに困ってい</p>

	<p>ますか、どういうことをしてほしいですかというような聞き方です。基本、優しい聞き方をしていきます。それを条例の意見として、組み立てていくやり方を考えております。また、名称についてですが、こちらにつきましてはこれも部会の中で、ご意見をいただいて図っていくことになるかなというふうには考えております。例えばですが、子どもの権利という言葉を入れて欲しいというようなご意見を田代委員からいただきましたが、こちらにつきましても皆様の考え方は様々かと思えます。実際、内部会議の中で説明をもとに、少し意見いただいたところですが、人によってはその権利という言葉を入れないで欲しいというふうな委員さんもみえましたので、少し紹介させていただきます。</p>
会長	<p>タイトな時間の中で慎重に進めていきたいと思えます。子どもたちの意見聴取や状況をしっかり把握してもらう必要があるように思えます。</p>
鈴木委員	<p>子どもたちの意見を反映したものになればいいなと思っております。一方で教育を行う立場としましては、様々な他市の、参考資料3を用意していただいておりますが、取り組みの内容が各地域で千差万別で、全てを網羅しているところから、そうでないところがあったり、子どもの定義、制定の時期や施行日が様々だとは思えます。それは子どもの条約、条例を作ることで、その市の子どもたちの実態に、具体的に反映させていきたいということだと思えます。この条例を作ることは目的であってはいけないので、条例を作ることで、今ある鈴鹿市の子どもたちの実態を具体的に反映させていくような部分がやはりとても大事で、今まで市の方でもたくさん取り組んでいただいているとは思えますので、是非その福祉の分野、それから教育の分野、民間の皆さんの意見を吸い上げていただいて、鈴鹿市としての実態、子どもたちが生活している実態を、行政としてやっていけるよう大人がしっかり考えていかななくてはならない部分だと思えます。子どもの権利条約も、今残念ながら、世界で戦争が繰り返されていますが、そこまで大きなことではないとしても、鈴鹿市として明確な部分を出していただくためにも、子どもたちの今の課題の特徴を共通認識する場を設ける必要があると思えます。</p>
副会長	<p>子どもたちが主体的になって考える形はなかなか難しいと思えます。どの子どもたちにどういふところで絞って聞いていくかということもかなり難しいと思えます。新しい教育指導要領ですね、各年代別に</p>

	<p>どの程度で学習するか、途中からは参加的に実践的に、最終的には自分たちで考えるような形の教育指導要領になっているので、そこに沿った子どもたちの会議等、とにかく鈴鹿市らしい特徴は何かないといけないと思います。それから次世代の子どもたちの考え方・考える力を育てていくと考えれば、教育指導要領に寄り添った形で、小学校の高学年から中学生くらいの子どものどのような内容で、自分たちが発言することの学習になれば一番良いと思います。他に気がつかないかもしれませんが、そういう子どもたちが議論して進め、それを大人が吸収し、理解していくとそういう形に進めていければ、かなり特徴的なものができると思います。夏休みもありますので、集中して行えばかなり出来るのではないかと思います。鈴鹿市らしい将来にかけて、知性を担う子どもたちをどう育てていくかを考えれば、教育委員会の方々のお力添えもいただきながら指導要領に沿っていただければ、子どもたちもかなり勉強になると思います。実は自分たちの意見も発言できることを分かってもらえたらいいと思ひまして意見を述べさせていただきます。</p>
<p>日置委員</p>	<p>理解していないだけかもしれませんが、子どもたちの意見を Chromebook で回答し、それに対応できる意見を言えるようなお子さんっていうのはどういう選定をし、全員回答されるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (子ども政策課長)</p>	<p>まだ、部会でのご相談もごございますし、あと教育委員会メンバー、実際対応していただく先生方と教育委員会での話し合いで、例えば小学校一年生の方に、子ども条例について簡単な説明を加えたとしても、子ども条例を作るにあたり、どんなことに困っているか意見を教えてと問いかけても、何かしらその回答を有効的にもらえるものなのか、例えば、一年生の子は、ちょっと難しいかもしれないからやめておいて、例えば小学校5年生より上ぐらいの方で作ろうとか、あと全員聞ければ一番いいというふうなところもごございますが、全員聞くとかかなり意見の集約等々の関係もあるところもありまして、例えば一つの案としまして、生徒会や学校の代表的なところからの意見というふうな考え方もあります。いろんな考え方っていうのはあるかと思いますが、その辺りにつきまして部会でどのような範囲で、どういう形で行っていくかについては、ご意見を頂戴したいと考えております。また実際学校の現場は今回事務局の方にも教育指導課、教育支援課が入っていただきますので、その辺りもまた相談して考えていきたいと思っております。</p>

日置委員	<p>わかりました。ただ、余りにもアバウト過ぎて、おそらく高学年でも、自分の意見をする子はほとんどいなくて、それぞれに育っている家庭環境が全然違っていて、虐待されている子もいれば、ものすごく裕福で何でもできる子もいるし、そういう子達を選別して代表であげたりすることは、私には理解できないところがありました。それを、子どもの意見としてまとめるのは、乱暴ではないかなと感じましたので意見を言わせていただきました</p>
中村委員	<p>意見を表現できができないからと言って、意見を持ってないことにはならないので、是非すべての子どもたちを対象にしてほしいという思いがあります。表現できないのは、やっぱり大人が助けてあげて、自分の意見がきちんと人に伝えられるようなやり方が、アンケートでもあるのかなと思うのでそこはすごく丁寧に考えてほしいです。やっぱり子どもと言われる 18 歳以下を対象にしてほしいと思います。それは 0 歳の方でも幸せになりたいとか、温かく迎え入れて欲しいとか、いろんな意見も持っていると思いますし、それを上手に聞き取れるようなやり方を一生懸命大人の方が考えるべきと思うので、代表者だけに聞いてそれで終わりはやはり違うと思います。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>ご意見ありがとうございます。先ほど例えばその生徒会とか児童会の代表者の方から意見を聞くというのは、例えの話をさせていただきました。このあたりにつきましても、部会の方で皆様のご意見をいただいてから作り上げていきたいと考えております。最初のほうで申し上げました今現在のスキルを使ってですが、例えば児童会の代表の方に意見を聞くとなると、語弊があるかもしれませんが、一部の選ばれた子だけの意見ってところに、偏りがあると思いますが、Chromebook を使用すれば、例えば普段は怖くて意見をなかなか言うことが苦手な子どもさんであっても、そこで自分の意見を入れていただくことで、こちらとしては意見を聞くことができる利点もあると考えております。以上です。</p>
中村委員	<p>大人と同じように会議に入れて、意見を言いたいっていう子どももいますが、その一部を取り入れていくみたいな感じで考えているということでしょうか。小学生、中学生とかについては、大人だけが話す場ではなく、子どももきちんと、入る会議というのを設けていただいたほうがいいかなと思います。そういったこともアンケートに入れていく感じでしょうか。</p>
事務局	<p>子どもたちに例えばアンケートだけでなく、生の声を聞かないのか</p>

(子ども政策課長)	という質問でよろしいでしょうか。
中村委員	はい。
事務局 (子ども政策課長)	その辺りにつきましても議会の方からも声も取り上げてと言われておりますので、またそのあたりについてもなるべく、努めていきたいと考えております。部会の方でも、やり方等も含めましてご意見いただいきたいと考えております。
藤井委員	主任児童委員の藤井です。今いろいろと聞かせていただきましたけれども子どもたちにアンケートをとるにあたっては学校の先生方から 1人ずつ丁寧に 1年生には 1年生のわかる言葉で、6年生には 6年生のわかる言葉で、「子ども権利条約というのはこういうことを示すのだよ」と伝えていただかないといけないと思います。アンケートを 1つずつ丁寧にさせていただかないと子ども達にはわからないと思いますので、先生方は大変だと思いますが、授業のひとつとして 1年生から 6年生までの子がわかるようにかみ砕き丁寧に説明することでわかると思います。5, 6年生はある程度理解できると思うので、先生方と 1つずつ丁寧に、こういう条約であることを勉強しながら、アンケートを進めてもらうのがいいと思います。
会長	ご意見ありがとうございます。アンケートを行っていただくにあたりましては、子どもたちの理解や先生方の理解も必要だと思いますし、保護者の方の理解も必要だと思いますので今いただきましたご意見について事務局からいかがでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	子どもたちにわかりやすい説明を通してっていうふうなところでご意見をいただきました。そちらも教育委員会とまたご相談させていただいて、やり方等についてもこれから、考えていくところになります。それでまた皆さんの部会の方でも諮らせていただいて手法から含めて、いろいろとお力添えいただきたいと考えております。
会長	今の 1 から 2 ページというところでご案内いたしました。現在 3 から 4 ページまで進んでいると思いますのでプロセス等につきましてもお話をいただいたと思いますので、こちらの方、少し広げまして、ご意見、ご質問等ある方いらっしゃいましたら、挙手の方お願いいたします。近藤委員お願いいたします。
近藤委員	学童保育所で日々保育をしていると、子どもの本音は何か遊んでいるときに出てくることや、何か嫌なことがあってもなかなか言えずに、ご自宅でお母さんお父さんに言えてそういうことが嫌だったと後

	<p>からわかります。なので、今聞いていて、本当に子どもの声が聞けるのかを、すごく感じてしまいました。そこはやはり、大人が知恵を出し合って考えていかななくてはいけないと思いました。</p> <p>それと先日、9月にキッズウィークもありましたが、学童は朝から開所していました。何のためのキッズウィークなのか子どもたちのための、お休みであるはずが、やはり親が働いているっていう点では、事業者の方も気づいていくことを頭に置いて、大人も、この日は休みを設けたりするなどして考えて欲しいなというのはこの資料4を読んでいて思ったことです。</p> <p>資料4のこの取組の主体の事業者の役割にある、事業者は、雇用する労働者がこどもに接する時間を十分に確保し、というところでは、これできてない部分もあるのではないかなと感じました。</p>
上田委員	ただいまいただきましたご意見についていかがでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	ご意見ありがとうございます。ふとした瞬間に意見が聞けたりするようなどころもあるとは思いますが、パブリックコメント等も行っていきますので、検討部会の委員にもなっていていただいている方々のお立場からご意見をその際にまた教えていただき、その辺りから拾いあげていきたいと思えます。2点目の、キッズウィークでも開所していることについては現実の問題かと思えます。キッズウィークだから、すべて事業活動を行わないで子どものために何か行うことは現実的に難しいと思えますが、これから条例の組立をしていくにあたり、皆様にもご意見をいただきながら盛り込んでいきたいと考えております。
上田委員	そのほかご意見等いかがでしょうか。
中村委員	せっかく子ども条例を作るので、鈴鹿市のホームページ上でPRといたしますか、認知されるようなアプローチは行っていく予定はありますでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	ご意見ありがとうございます。検討部会を実施していくにあたりまして、ご意見いただきましたように、ホームページ上にて条例の検討会を行うことをPRしていきたいと思えます。
上田委員	そのほかご意見等ありますでしょうか。
栗本委員	私ただいま保健所におりまして、様々な疾患を長期に渡って、抱えている子どもや小さいころから病気と闘いながら生きている子どもたちの支援をさせていただいております。今回、子ども条例の対象というのは、健康な子どもだけではなく病気を抱えた子どもたちも対象だと思うので、そういった子どもたちも対象というのがわかるような

	<p>言葉がどこかに入るといいなと思います。そのあたりも含めて検討をおねがいたします。</p>
<p>事務局 (子ども政策課長)</p>	<p>お配りしております資料3の資料をご覧くださいと思います。こちらは、子どもの定義の欄に、何歳以下という書き方をしておりますが、集約したような形で記載しております。そのため表記は実際に定義付けしていくことができると考えております。そのあたりも含めましてご意見いただければと思います。</p>
<p>古市委員</p>	<p>本日示されているのが、これからの見通し部分だと思いますが、非常に難しいと思います。すごく大事な部分だと思いますが、できるまでの作業は、かなりきめ細かくやらなければならないと思います。子どもの意見を集約する、特に学校関係で言いますと先ほどから何人か申し上げられていましたが、子どもの年齢によって非常にとらえ方が変わってくるので、先生方の問いかけ方が難しいと思います。私も普段放課後教室をしています。学年が一つ上がるだけで随分ととらえ方が変わってきます。そういう年齢差による、質問の仕方、しっかり考えていくことも大事です。先生方にも教育委員会から案を出すときに、どのような形で周知をされるのかというのが非常に難しく、学校現場の意見集約というのは、日々職員室見ていると、とても大変です。ですから、この案がおりてきた際、学校長なり先生が、聞いてきて、案を伝えたとしても、ほとんど対応できないと思います。そのあたりも教育委員会、学校現場については、全小・中40校を対象にされますかね。生徒会とか児童会は代表であればまた別ですけども、そうじゃない場合に、意見をきちんともらうには、根回しをしっかりとしなければ思っていた回答とはかけ離れると思います。そのあたり、各部署の方でしっかりと説明をしていただき、現場に、伝えていただかないと教育現場は混乱すると思いますので、その点はよろしくおねがいたします。</p>
<p>事務局 (子ども政策課長)</p>	<p>子ども部局を中心になって動いているところから、事前に教育委員会の方に、ご協力をお願いしますとお話させていただきました。その際に、簡単に意見聴取が取れると思っても、決してそうではないと釘を刺されております。まずは、ご意見いただきましたように、子どもたちに条約というものがどういうものなのかを、どのように説明をしていくかの難しさもあると指摘されております。その中で、例えばですが、ビデオ動画を通して条例とはどういうものなのかを示すのはどうかというアドバイスもいただいております。実際、学校現場で</p>

	<p>はいろんなアンケート等の依頼が来ているというふうなところから現場の大変さも伺っております。その中で効果的に子どもさんからどうしたらご意見を聴取できるかというようなところ含め、部会の方でご意見をいただいて考えていくというようなところになると思います。その上で、学校現場、教育委員会の担当課を通じまして、現場の方とご相談させていただきながら進めていきたいと考えております。</p>
駒田委員	<p>子どもの本音の意見を聞くのは、医者でもかなり難しいことです。子育て支援課の方は知っているかもしれませんが、2年生と5年生ではだいぶ違ってきます。テクニックもたくさんあるので、教育委員会の方や担当課の協力や心理判定員が高学年には加わって判定していかないと制限がつかなくなると思います。なので、そういう年代の方を専門とする、心理判定員の方々や、教育関係の方々の専門意見も入れて、闇雲に聞いていくと、まとまらないと思います。子どもの特性をよく知った方が入っていただいて外部の専門家心理判定員に入っていただいても難しいと、そのようになるとは思いますがそういうことも、意見として加えていただければと思います。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>現場等の相談というふうなところが重要になってくるかと思いますが、なるべく子どもの意見引き出せる手法を考えていきたいと思えます。</p>
古市委員	<p>一点言い忘れたことがあります。外国籍の子どもさんっていうのはかなりね、小・中に見えるので、その子どもたちに向けてきちんとした説明をあわせて十分できるようにお願いしたいと思います</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>承知いたしました。その辺りも取り組んでいきたいと思えます。</p>
鈴木委員	<p>現場にいるものとしては子どもたちの意見が本当に反映された条例ができればいいなとは思えます。ですが、あくまでも条例ですので、条例に書かれることっていうのは当然、地域住民は何をする、行政は何をすると、そういう形になってきます。それを子どもたちに書かすことは無難しいので、子どもたちに聞けるのは、今の実態ですのでそれを大人がきちんと汲み取って、それはどういう子どもたちの周りにある課題なのかを言葉で明文化するのが課題です。子どもたちの生活の中にある課題は何なのかを今ここにお集まりの皆さんが専門性をそれぞれ発揮されているような課題を目の当たりにされていると思えます。子どもたちにどれだけ条例の勉強をさせても、行政職員には</p>

	<p>なれないので、子どもたちに聞けるのは今実態を聞けることしかありませんので、それを条例の文書に落とし込めるのは、実態を知っている専門性のある、今先生方もおっしゃっていただきましたけど、大人だと思いますので、そこはやっていただかないと、この文章そのままではいきません。特にヤングケアラーであると先ほど少しお話ありました。虐待の中には自分が虐待されているとか、ヤングケアラーの状態にあるってということがわからない方もたくさんいますので、それは大人が見て初めて、大変なことになっているというのがわかる自体もたくさんある状態です。子どもたちの意見を聞くだけで、聞く側の大人がどこまで、それを酌み取るかっていうことが、とても大事だと思います。ぜひそれができるような状況を作っていただけたらと思います。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>確かに言われますように、私どもとしては意見を聴取するということと、どうやって子どもが意見を出しやすくする環境を整えるかを、まず取り組んでいく必要があるかと思えます。2点目として、出していただいた意見ですが、その意見にどういう意味があるのかを深く読み取って、単にこの意見が多いねというふうな集約だけでなく、その意見のその中身というふうなところまでを目に向けて意見聴取を行っていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。そのほかご意見いかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>子どもの権利条約について鈴鹿市の子どもたちにどのくらい周知されているか、データはないのでしょうか。子どもの権利条約があつての条例かなって思いますが、小学校の授業みたいなことでもいいですし、鈴鹿市としてはどのくらい周知されているのでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>学校現場としましては、学校によって異なりますが、大体人権教育のカリキュラムであるとか、計画の中に、子どもの権利条約について学ぶっていうのが4年生5年生ぐらいから入ってきます。ただ発達段階に応じて学んでいきます。条約には、各国が何をするか書かれています、こういうことがあるから、国は何をしなければならないか、権利についてももちろん書かれていますし、ただもともとは権利条約ですので、そこまで行うのは中学生ですけども。発達段階に応じて学んでいくので、小学生であれば、まずは権利について、このような権利があるよというところから始まってということが多いですが、それがどれくらい学ぶかは学校によって少し違いはありますが、大体どこもやられているとは思えます。</p>

田城委員	<p>子どもの権利条例を作ることで、その条例を作る途中もそうですし、条例ができることで、子どもたちに、自分たちにはこういう権利があるということを、知ってもらえると思います。学校や様々なところで、努力して機会は作ってもらっていると思います。しかしながら、私どもは広場をしていて、中・高・大学生に向けてボランティアの講座をしています。その中で、権利についての講座もありますが、子どもの権利条約の言葉は聞いたことあるが、なかなか自分に近いものになってない意見やあんまり知らないという声が大きくあります。なので、立派な部分でなくても、こういうことが、自分たちの権利というか、保障されているという、条例ができることでそこから学んでいくこともできるのかなと思います。</p>
会長	<p>子どもたちに分かりやすい内容のものを示していくということでしょうか。</p>
田城委員	<p>条例の中で、大人がこうしなくてはいけないというのももちろん入ってくると思います。子どもたちが、例えば、いじめに遭わないとか、暴力を受けないっていうようなことを、言葉として入ってくると、それがそういうことなんだというのが伝わるとと思います。そういう意味でなんですが。</p>
鈴木委員	<p>補足で、今おっしゃっていただいたことよくわかります。鈴鹿市の条例ができれば、またきつとそれをね、学校で使って学ぶことができると思います。教員をやってきましたので、よく現場でやるのは、権利の教材がたくさんあります。沢山権利を学んでいくというので子どもたちは楽しくやっています、最後よくあるパターンがプラスの権利条約を作ることや、学校を作るみたいな感じになっていきますが、その中で鈴鹿市のとても良いものができれば鈴鹿市にはこんなものがあると述べられると思います。いいものができればと思います。</p>
会長	<p>子どもたちの権利についてしっかり示していくこと。今のところで何かご意見いかがでしょうか。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>事務局としましても、当然子どもたちにとっていいものをというのが何よりの目標にと考えております。それはもちろんですが次のこの資料1の理由の制定のところの最後の方にあります。子どもたちの健やかな育ちを地域社会全体で支えるっていう意識の醸成を図って、これは大人に向けてのお願いとなってまいります。こちらもあわせて、平行してやっていきたいなと考えておりますので、またご意見をいただければと思います。</p>

古市委員	<p>十数年前に、学童で民間の方に4つの権利について、すごくわかりやすく子どもたちに教えていただいたのを見たことがあります。確かに鈴木委員がおっしゃるように、つくる内容はおそらくどこの市も変わらないと思います。これを作ることによって、子どもたちが権利とは何で、こんなことが許されていて、何を許してはいけないのか、そういうことを自分で身をもってわかることが大きなことです。今、いろいろなじめもあるのでそういう権利があることで、私たちはこういう形で守られていると子どもが身をもってわかることがまずは大切なことだと思います。条例を作ったから終わりではなく、ここからそれぞれの立場で、子どもの居場所なり、地域、保護者なり、そういったところでどうすればいいか、これで子どもたちが守られていくかというところが今後大事なところではないかと思います。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>作るだけが目的ではないということと、どれだけ有効活用できるということが大きなテーマになってくるかと思います。まずは、子どもたちにとって、自分たちにある権利っていうものを学んでいただいて、成長していただきたいという思いがあります。子どもたちもいずれ大人になるわけですから、大人になったときに、また自分の子どもができたとなったときに、どういうふうに子どもと接するのかというところを子ども条例のことが、頭のどこか片隅でもあって、またそういう子どもへの接し方っていうのが、仮にさせていただくとすると、条例を作って、効果があったのかなというふうなところになるかと考えます。そこだけで終わらずに先々も何かしら効果を与えるようなものという位置付けになればというふうに考えております。</p>
会長	<p>資料3についてですがいろいろな他市さんの状況や、そのほかにも掲載されていることも説明いただきまして、資料4に骨組みとして掲載していただいておりますが、1から8のところまで鈴鹿市としては、内容として盛り込んでいきたいお考えでしょうか。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>事務局です。これはあくまでの、全く0から条例を作るので、皆さん考えてくださいますと本当にわかりにくいところがありますので、他市の状況等調べさせていただいて、表にまとめました。さらにイメージを掴んでいただくために、資料4でいろいろなところの条例を書かせていただいております。これはどこの条例かわかるよう括弧書きで示させていただきます。いい部分を集めての単なるイメージでしかございません。これから検討部会で考えていただいて、条例を作っていくわけですがイメージとして資料をお配りさせていただいて</p>

	<p>おります。また、皆様でも他市の状況を調べていただくとお思いますけど、こんなん入れたらどうだろうという意見を出していただいて、それを精査していくと、最終どういう形になるかというふうなところは、その時点でできたところだと考えています。あくまでもそのイメージとして、参考資料としてとらえていただければと思います。</p>
西岡委員	<p>すごく不勉強で申し訳ないですが、条例を制定した場合っていうのはどれぐらいの拘束力があるのでしょうか。罰則があるようなものなのでしょうか。</p>
事務局 (子ども育成課長)	<p>条例の制定の罰則っていうのは罰則を設けるためのようなものが、行政罰が必要な場合は作りますけども、こういうふうな条例についてはですね、理念条例的な扱いと言われまして、こういうふうにやっていきたいというもので作られているものです。先ほどから議論の中でおっしゃっていただいたように、子どもたちを通じてこういうふうなことを子どもたちに教えて社会を構成していきたいという部分に重きを置いているので、これに罰則をつけることはまずしません。本来条例というものは地方自治法で決められていまして、市民の方に対する権利を制限して義務を課すというものが本来ではありますけども、そういったものではなくて、今回の場合、子どもの意見をきちんとくみ上げて、こういうふう構成していこうというものを目標として付けるという形になっていますので、罰則というのは該当しません。</p>
会長	<p>そのほかご意見等いかがでしょうか。たくさんご意見いただきましたが、鈴鹿市子ども条例(仮称)につきまして、ご意見ご質問等、一旦これにて区切らせていただきます。それでは続きまして、次の方に移らせていただきたいと思います。報告事項、第3期鈴鹿市子ども子育て支援事業計画について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>それでは報告事項、第3期鈴鹿市子ども子育て支援事業計画についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。前回会議でもご説明させていただきましたが、現計画が令和2年度から令和6年度までとなっており、令和7年度開始予定として、第3期鈴鹿市子ども子育て支援事業計画の策定に向けて現在準備を進めております。このたび一般競争入札におきまして、計画策定支援業務委託をNext-i株式会社名古屋支店様と締結しましたのでご報告申し上げます。年度内のスケジュールについてですが、こども家庭庁より第3期子ども子育て支援事業計画策定の手引きの初版が、先月送付され、11月を目途に</p>

	改訂版が送付される予定となっております。現在この手引きをもとにアンケートの素案を作成しておりますので、次回の会議にて内容についてご審議いただければと考えております。また年内中にはアンケートを発出し、その後集計と分析を行い、結果につきましても、本会議においてご審議いただく予定となっております。
会長	それではただいまのご説明、事務局からの説明につきまして何かご意見ご質問等はございますか。
中村委員	アンケートですが、第2期と同じようなやり方を想定してのアンケートでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	今回、第2期と異なる部分としましては、郵送でまず送らせていただきます。こちらについては同じですが、回答につきましては、郵送で返していただくか、WEBの方で回答していただくか、どちらかを選択することができるような形態で進めています。
中村委員	やり方について聞きたかったです。第2期の回答率が悪かったようなイメージをもっています。同じやり方でいいのかと思います。
事務局 (子ども政策課長)	事務局です。第2期の回答率が約50%だったと思います。50%が悪いかどうかというところでは、前回悪いというご意見をいただいたと聞いておりますので、今回より回答しやすい手法として、WEBでの回答も選択ができるというようなところを取らせていただきます。
会長	そのほかご意見等ございますか。報告事項について何かご質問はよろしかったでしょうか。それでは4その他で何かございますか。
事務局 (総務 GL)	本日はたくさんの委員の皆様からご意見いただき、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえて、今後検討部会で、議論を深めたいと考えております。部会の開催日程についてなんですけれども、部会委員の皆様には別途依頼文書でもお知らせしております通り、11月17日(金曜日)、午後1時半からを予定しております。会場はこちら本館12階の1202会議室で開催を予定しております。部会の方ではなく、本会議の子ども・子育て会議の開催予定についてですが、次回は第3期子ども子育て支援事業計画のアンケートについてご審議いただく予定でして、次回は11月の下旬もしくは12月上旬頃の開催を予定しております。詳細な開催日時につきましては改めて案内を送らせていただく予定です。よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。その他報告事項はいかがでしょうか。皆さまたくさんのご意見ありがとうございました。以上で議事を終了さ

	せていただきます。最後に，事務局よろしくお願いたします。
事務局 (子ども政策 課長)	上田会長ありがとうございました。委員の皆様，活発なご議論をありがとうございました。これをもちまして，第 36 回鈴鹿市子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。